

# 登録抹消関係各種届出事項一覧表

R8.5 現在

届出書等の名称	添付書類等	摘要
行政書士登録抹消届出書 (様式第24-1号)  2通	1. 廃業しようとするとき。  ◇ 行政書士登録証 ◇ 行政書士証票 ◇ 会員証	○ 登録証、行政書士証票を紛失された場合は、誓約書(様式)を2通提出してください。 ○ 会員証を紛失された場合は、誓約書(様式)を1通提出してください。
	2. 行政書士が死亡したとき。  ◇ 除住民票 又は除籍謄本 又は死亡診断書の写し  ◇ 行政書士登録証 ◇ 行政書士証票 ◇ 会員証	○ 四親等以内の親族、または同一世帯の者から届出をしてください。 ○ 除住民票:原本1通、コピー1通 除籍謄本:原本1通、コピー1通 死亡診断書:コピー2通 ○ 登録証、行政書士証票を紛失された場合は、誓約書(様式)を2通提出してください。 ○ 会員証を紛失された場合は、誓約書(様式)を1通提出してください。
	3. 欠格事由に該当することになったとき。  ◇ 欠格事由該当日の判別できる書類  ◇ 行政書士登録証 ◇ 行政書士証票 ◇ 会員証	○ 登録証、行政書士証票を紛失された場合は、誓約書(様式)を2通提出してください。 ○ 会員証を紛失された場合は、誓約書(様式)を1通提出してください。
その他提出物		備考
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書※ <input type="checkbox"/> 封印払出(請求・受領)書※ <input type="checkbox"/> 届出済証明書及び返還届 <input type="checkbox"/> 著作権相談員カード及び返却届出書 <input type="checkbox"/> 社労業務取扱証明書及び返却届出書 <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳等登載事項証明申請書(土地・家屋)※ <input type="checkbox"/> 補助者廃止届及び補助者証 <input type="checkbox"/> 行政書士登録抹消後の連絡先・会費過払い分の返金先について		○ ご不明な点は本会へお問い合わせください。 ○ ※については、記載内容を確認後に返却します。

注) ・紛失の場合の誓約書(様式)は本会へお問い合わせください。  
 ・支部長を経由することなく、本会へ直接提出してください。  
 本会で連合会に進達し、その抹消通知を受けて支部長に通知します。

## 未納会費について(令和 年 月 日現在)

未納あり      未納なし

会費が未納となっておりますので、納入をお願いします。

未納会費：            年度 月～ 月      か月分

未納額：                円

- ・行政書士登録抹消届出書提出時に納入してください。
- ・ご不明な点がございましたら、本会へお問い合わせください。

振込先：ゆうちょ銀行

口座名：愛知県行政書士会

(ゆうちょ銀行間)      口座番号：00840-6-2526

(他行からゆうちょ銀行)      店名：〇八九

当座：0002526

# 記入説明

日行連受理印

単位会受理印

様式第 24-2 号(第 24 条第 1 項関係)

日本行政書士会連合会 会長 殿		行政書士登録抹消届出書		作成日を記入ください。	
				令和 年 月 日	
		登録番号 第		号	
住所と事務所所在地が 同一の場合も同上とせず、 県名から記入ください。		住所		_____	
		事務所の名称		_____	
		事務所所在地		_____	
		法定代理人又は 相続人の氏名		印	
行政書士 _____ は、令和 年 月 日死亡しましたので、 行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第 12 条第三号の規 定により届け出ます。					

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.死亡を確認できる書類として、除住民票または死亡診断書を添付のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会長	副会長	委員長	点 検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ( )

様式第 24・2 号(第 24 条第 1 項関係)

## 行政書士登録抹消届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長 殿

登録番号 第 号

住所

事務所の名称

事務所所在地  
法定代理人又は  
相続人の氏名 印

行政書士 氏は、令和 年 月 日死亡しましたので、  
行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第 12 条第三号の規  
定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.死亡を確認できる書類として、除住民票または死亡診断書を添付のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認 印	会長	副会長	委員長	点 検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ( )

様式第 24・2 号(第 24 条第 1 項関係)

## 行政書士登録抹消届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長 殿

登録番号 第 号

住所

事務所の名称

事務所所在地  
法定代理人又は  
相続人の氏名 印

行政書士 氏は、令和 年 月 日死亡しましたので、  
行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第 12 条第三号の規  
定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.死亡を確認できる書類として、除住民票または死亡診断書を添付のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認 印	会長	副会長	委員長	点 検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ( )

[書式例3]

# 誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登 録 番 号

事務所所在地

会 員 氏 名

法定代理人又は相続人

⑩

このたび行政書士 殿の登録抹消届出書を提出するにあたり、当人が所有していた登録証・行政書士証票の所在が不明であるため、返却することができません。

つきましてはその旨お届けしますとともに、後日発見した場合には直ちに返還いたしますことを誓約いたします。

[書式例3]

# 誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登 録 番 号

事務所所在地

会 員 氏 名

法定代理人又は相続人

⑩

このたび行政書士 殿の登録抹消届出書を提出するにあたり、当人が所有していた登録証・行政書士証票の所在が不明であるため、返却することができません。

つきましてはその旨お届けしますとともに、後日発見した場合には直ちに返還いたしますことを誓約いたします。

# 誓約書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会

会長 竹田 勲 殿

登録番号

事務所所在地

法定代理人  
又は相続人  
の氏名

印

このたび行政書士の抹消届を提出する際、会員証を紛失し、返却できないことについてお詫び申し上げます。

今後、このことにより貴会にご迷惑をおかけした際には、私にて一切の責任を負い、貴会にはご迷惑をおかけいたしません。また、後日、会員証が発見された時には、直ちに返還いたします。

行政書士登録抹消後の連絡先・会費過払い分の返金先について

令和 年 月 日

◆行政書士登録抹消後の連絡先について  
(※会員死亡による登録抹消の場合は相続人)

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ 携 帯 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  ※相続人の場合は認印

◆行政書士登録抹消による会費過払い分の返金について

過払い分の会費をご指定銀行口座にお振込みにて返金いたしますので、下記ご記入ください。

【返金口座】

		口座種目 (普通・当座)
銀 行		口座番号 _____
信用金庫		フリガナ _____
信用組合	支店	名 義
_____ 農 協 _____	本店	_____

【参 考】

登録抹消月	会費返金額
4月、10月	30,000円
5月、11月	24,000円
6月、12月	18,000円
7月、1月	12,000円
8月、2月	6,000円
9月、3月	0円

※未納会費がある場合は返金できません。